

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 フリガナ
氏名又は名称 株式会社サンリフレホールディングス
住所 〒150-0011 東京都渋谷区東1-26-20
代表者氏名 東京建物東渋谷ビル12F印
電話番号 代表取締役 栗原 将
FAX番号 TEL 03-6427-5381 FAX 03-6427-4390
メールアドレス kohra@sunrefine.co.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 11 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	上牧町 水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	王寺町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者	✓	24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者	✓	25	河合町 水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者	✓	20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 氏名又は名称 株式会社サンリフレホールディングス
住 所 〒150-0011 東京都渋谷区東1-26-20
代表者氏名 代表取締役 粟原 将印

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
氏 フ リ ガ ナ 名	氏 フ リ ガ ナ 名
代表取締役 粟原 将 取締役 酒井 克知 取締役 吉野 登	監査役 松澤 修 監査役 鈴木 謙吾 監査役 村木 達也
事業の範囲	給排水設備工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社サンリフレホールディングス
上記事業所の所在地	<p>郵便番号 住所 〒150-0011 東京都渋谷区東1-26-20 東京建物東渋谷ビル12F TEL 03-6427-5381 FAX 03-6427-4390</p> <p>電話番号 FAX番号 メールアドレス</p>
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
栗原 剛	第 200827号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表（第18条関係）

機械器具調書

平成 年 月 日 現在

種別	名称	型式、性能	数量	備考
管の切断用の機械器具	パイプカッター	6-42mm	1	
	塩ビカッター	KEIBA HPC-42ED	1	
	金切り鋸	Z ソー 240mm	1	
	ディスクグラインダー	MakitaM959 100mm	1	
管の加工用の機械器具	ヤスリ	250mm	1	
	パイプベンダー	油圧式 15トン 15A ～65A	1	
	切削ねじ加工機	REX F50AZ 8A～50A	1	
管の接合用の機械器具	トーチランプ	ガスボンベ式	1	
	パイプレンチ	L300mm	1	
	パイプレンチ	L450mm	1	
	モンキースパナ	L250mm	1	
	モンキースパナ	L300mm	1	
水圧テストポンプ	手動式テストポンプ	T-50KP 0～5,0Mpa	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 年 月 日

申請者

氏名又は名称 株式会社サンリフレホールディングス
〒150-0011 東京都渋谷区東1-26-20
住 所 東京建物東渋谷ビル12F
代表者 氏名 代表取締役 栗原 将



水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

東京都渋谷区東一丁目26番20号東京建物東渋谷ビル12F
株式会社サンリフレホールディングス

会社法人等番号	0110-01-073362	
商 号	<u>ケイシス株式会社</u>	
	株式会社サンリフレホールディングス	平成24年11月27日変更 ----- 平成24年11月27日登記
本 店	東京都渋谷区東一丁目26番20号東京建物東渋谷ビル12F	
公告をする方法	官報に掲載する。	
会社成立の年月日	平成10年11月13日	
目的	<u>1. 一般建築工事業</u> <u>2. 建物の營繕工事</u> <u>3. 建築物の設計、工事監理</u> <u>4. トイレ、バス、キッチンなど住宅設備機器の販売</u> <u>5. 家庭用電化製品の販売</u> <u>6. 前各号に付帯する一切の業務</u> <u>1. 一般建築工事業</u> <u>2. 建物の營繕工事</u> <u>3. 建築物の設計、工事監理</u> <u>4. 給排水設備工事業</u> <u>5. ガス配管工事業</u> <u>6. 一般電気工事業及び電気通信工事業</u> <u>7. トイレ、バス、キッチンなど住宅設備機器の販売、施工</u> <u>8. 家庭用及び業務用電化製品の販売、施工</u> <u>9. 飲食店の経営、企画及び経営管理</u> <u>10. 前各号に付帯する一切の業務</u>	
	平成28年 1月15日変更 平成28年 1月22日登記	
	<u>1. 一般建築工事業</u> <u>2. 建物の營繕工事</u> <u>3. 建築物の設計、工事監理</u> <u>4. 給排水設備工事業</u> <u>5. ガス配管工事業</u> <u>6. 一般電気工事業および電気通信工事業</u> <u>7. 住宅設備機器の販売、施工および下取り品の売却</u> <u>8. 家庭用および業務用電化製品の販売、施工</u> <u>9. インターネットを利用したマーケティング、広告および宣伝等の企画、立案および制作</u> <u>10. インターネットを利用した各種情報処理および情報提供サービス業</u>	

東京都渋谷区東一丁目26番20号東京建物東渋谷ビル12F
株式会社サンリフレホールディングス

	11. 前各号に付帯する一切の業務 平成30年 6月29日変更	平成30年 7月30日登記
発行可能株式総数	500株	
	5000株	平成30年 9月13日変更 ----- 平成30年 9月20日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>200株</u>	
	発行済株式の総数 <u>207株</u>	平成30年 3月30日変更 ----- 平成30年 4月 6日登記
	発行済株式の総数 <u>2070株</u>	平成30年 9月13日変更 ----- 平成30年 9月20日登記
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する	
	平成30年 6月29日廃止	平成30年 7月30日登記
資本金の額	金8000万円	平成26年 7月 2日変更 ----- 平成26年 7月 2日登記
	金1億1325万円	平成30年 3月30日変更 ----- 平成30年 4月 6日登記
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。	
	当会社の株式の譲渡または取得については、取締役会の承認を受けなければならない。 平成30年 6月29日変更	平成30年 7月30日登記
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社本店 平成30年 7月 1日設置	平成30年 7月30日登記

東京都渋谷区東一丁目26番20号東京建物東渋谷ビル12F
株式会社サンリフレホールディングス

役員に関する事項	<u>取締役</u>	栗 原 将	平成26年 5月18日重任
			平成26年 7月 2日登記
	<u>取締役</u>	栗 原 将	平成30年 6月29日重任
			平成30年 7月30日登記
	<u>取締役</u>	栗 原 剛	平成26年 5月18日重任
			平成26年 7月 2日登記
			平成29年10月31日辞任
			平成29年11月 7日登記
	<u>取締役</u>	酒 井 克 知	平成28年 9月28日就任
			平成28年10月 7日登記
取締役	<u>取締役</u>	酒 井 克 知	平成30年 6月29日重任
			平成30年 7月30日登記
	<u>取締役</u>	吉 野 登	平成29年11月 1日就任
			平成29年11月 7日登記
取締役	<u>取締役</u>	吉 野 登	平成30年 6月29日重任
			平成30年 7月30日登記
	<u>横浜市青葉区美しが丘西一丁目10番地20 代表取締役</u>	栗 原 将	平成26年 5月18日重任
			平成26年 7月 2日登記
(社外監査役)	<u>横浜市青葉区美しが丘西一丁目10番地20 代表取締役</u>	栗 原 将	平成30年 6月29日重任
			平成30年 7月30日登記
	<u>監査役</u>	松 澤 修	平成29年 9月 1日就任
			平成29年 9月12日登記
(社外監査役)	<u>監査役</u>	鈴 木 謙 吾	平成30年 6月29日就任
			平成30年 7月30日登記
(社外監査役)	<u>監査役</u>	村 木 達 也	平成30年 6月29日就任
			平成30年 7月30日登記

東京都渋谷区東一丁目26番20号東京建物東渋谷ビル12F
株式会社サンリフレホールディングス

取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	<p>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p style="text-align: right;">平成30年 6月29日設定 平成30年 7月30日登記</p>
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	<p>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: right;">平成30年 6月29日設定 平成30年 7月30日登記</p>
新株予約権	<p>第1回新株予約権 新株予約権の数 <u>5個</u> なお、新株予約権1個当たりの目的である株式数は、1株とする。 (ただし、下記に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。) <u>5個</u> なお、新株予約権1個当たりの目的である株式数は、10株とする。 (ただし、下記に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)</p> <p style="text-align: right;">平成30年 9月13日変更 平成30年 9月20日登記</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 当社普通株式5株を新株予約権の目的である株式数とする。 なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。</p> <p>調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率 また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的である株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。</p> <p>当社普通株式50株を新株予約権の目的である株式数とする。 なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。</p> <p>調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率 また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的である株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。</p> <p style="text-align: right;">平成30年 9月13日変更 平成30年 9月20日登記</p>

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される
1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に上記に定める新株予
約権1個の株式数を乗じた金額とする。
行使価額は、金632,000円とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、
次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分
を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の
算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げ
る。

$$\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}$$
$$\text{既発行} \quad \text{-----}$$
$$\text{調整後} \quad \text{調整前} \quad \text{株式数} + \quad 1 \text{株当たり時価}$$
$$\text{行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が
保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新
規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処
分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株
式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた
場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される
1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に上記に定める新株予
約権1個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金63,200円とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、
次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$1$$
$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分
を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の
算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げ
る。

$$\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}$$
$$\text{既発行} \quad \text{-----}$$
$$\text{調整後} \quad \text{調整前} \quad \text{株式数} + \quad 1 \text{株当たり時価}$$
$$\text{行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が
保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新
規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処
分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株

東京都渋谷区東一丁目26番20号東京建物東渋谷ビル12F
株式会社サンリフレホールディングス

	<p>式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。</p> <p>平成30年 9月13日変更 平成30年 9月20日登記 新株予約権を行使することができる期間 2020年1月1日から2027年11月30日までとする。 ただし、権利行使の最終日が当社の休日にあたる場合にはその前営業日とする。</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が権利行使時において当社株主の地位を有する場合、または当社取締役会決議により正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。</p> <p>②新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <p>①新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議により承認された場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。</p> <p>②新株予約権者が権利行使をする前に、前項に定める新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、または新株予約権者が保有する新株予約権を放棄しもしくは新株予約権に係る権利行使請求権を喪失した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。</p>	平成29年12月15日発行 ----- 平成29年12月19日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成29年 9月 1日設定 平成29年 9月12日登記	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成29年 9月 1日設定 平成29年 9月12日登記	
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社 平成30年 6月29日設定 平成30年 7月30日登記	
登記記録に関する事項	平成24年4月5日横浜市港北区新横浜三丁目2番地6新横浜ビジネスセンタービル4Fから本店移転 平成24年 4月20日登記	

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(東京法務局渋谷出張所管轄)

平成30年10月 3日

東京法務局渋谷出張所

登記官

高 林 正 浩





株式会社 サンリフレホールディングス 定款

平成 10 年 11 月 13 日 会社設立
平成 29 年 9 月 1 日 改定
平成 30 年 6 月 29 日 改定

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社サンリフレホールディングスと称し、英文ではSUNREFE
RE HOLDINGS, INC.と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 一般建築工事業
2. 建物の營繕工事
3. 建築物の設計、工事監理
4. 給排水設備工事業
5. ガス配管工事業
6. 一般電気工事業および電気通信工事業
7. 住宅設備機器の販売、施工および下取り品の売却
8. 家庭用および業務用電化製品の販売、施工
9. インターネットを利用したマーケティング、広告および宣伝等の企画、立案および制作
10. インターネットを利用した各種情報処理および情報提供サービス業
11. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関構成)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、官報に掲載する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、500株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の株式の譲渡または取得については、取締役会の承認を受けなければならぬ。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第8条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株式の割当てを受ける権利等の決定)

第9条 当会社は、当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む）および新株予約権を引き受ける者の募集をする場合において、その募集事項、株主に当該株式または新株予約権または新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨およびその引受けの申込みの期日の決定は取締役会の決議によって定める。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第12条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

- ② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主または登録株式質権者とす

ることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

② 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

② 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

主総会 第18条 当会社の取締役は、7名以内とする。

(取締役の選任方法)

て、取 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

きは、 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 棚欠として、または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役および役付取締役)

席した 第21条 当会社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。

- ② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- ③ 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、必要に応じて専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

る場合 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

「する株 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発

するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

って行 第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

主総会

て、取
におい

きは、

席した

る場合
「する株
、って行

を行使す

ごとに提

に定める

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会議事録)

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 30 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。

(監査役の選任の方法)

第 31 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以

上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残存期間と同一とする。

(常勤監査役)

第 33 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 34 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもつて行う。

(監査役会の議事録)

第 36 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規程)

第 37 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 38 条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 39 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が限定する額とする。

第6章 計算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剩余金の配当等)

第41条 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

- ② 当会社は、毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剩余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。
- ③ 当会社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。

(配当金の除斥期間)

第42条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れるものとする。

- ② 未払の配当金には利息をつけない。

上記は当会社の定款に相違ない。

東京都渋谷区東1丁目26番20号 東京建物東渋谷ビル12F

株式会社サンリフレホールディングス

代表取締役 栗原



この定款の写しは、原本と相違ないことを証明する。

平成30年8月1日

東京都渋谷区東1-26-20

東京建物東渋谷ビル 12F

株式会社サンリフレホールディングス

代表取締役 栗原 将



第二〇〇八二七号

給水装置事務技術者免状

本籍 神奈川県

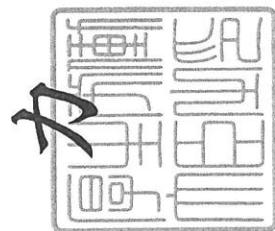
氏名 栗原剛

昭和五十年十月二十九日生

水道法(昭和二年法律第百七十七号)の
規定により給水装置事務技術者
免状を交付する。

平成十四年二月二十七日

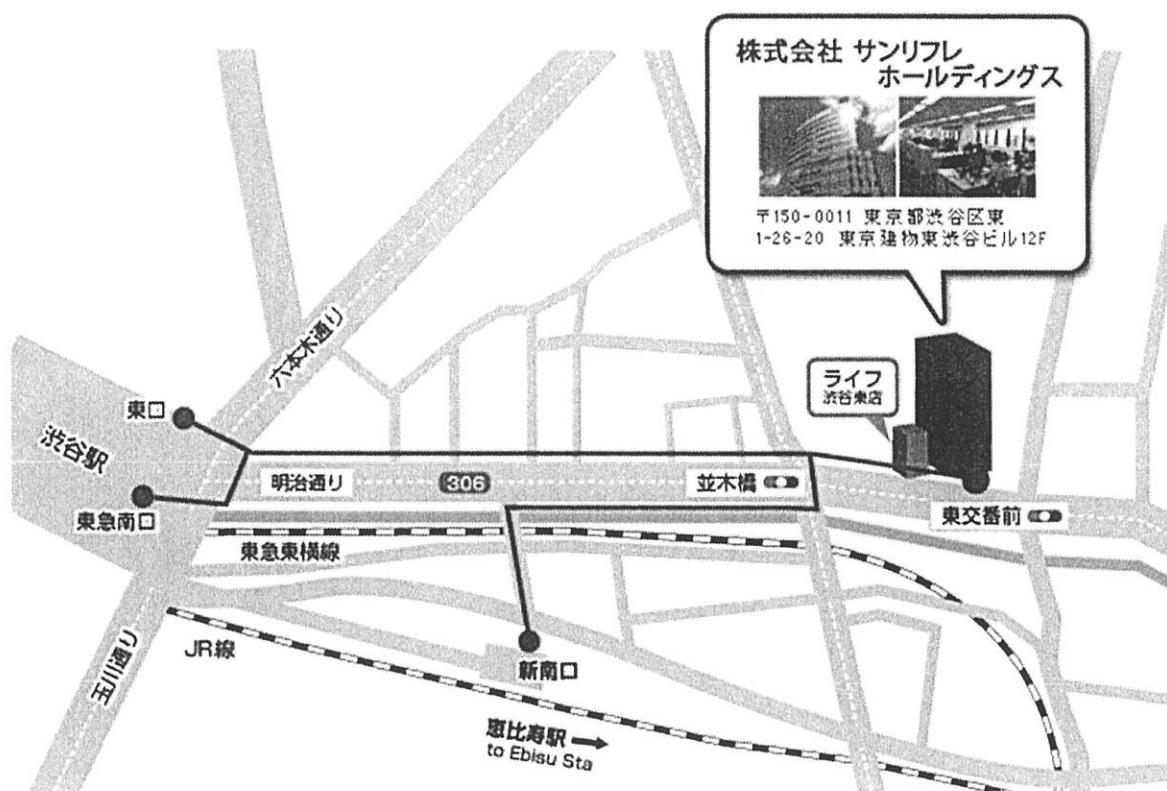
厚生労働大臣 坂口



【概略図】

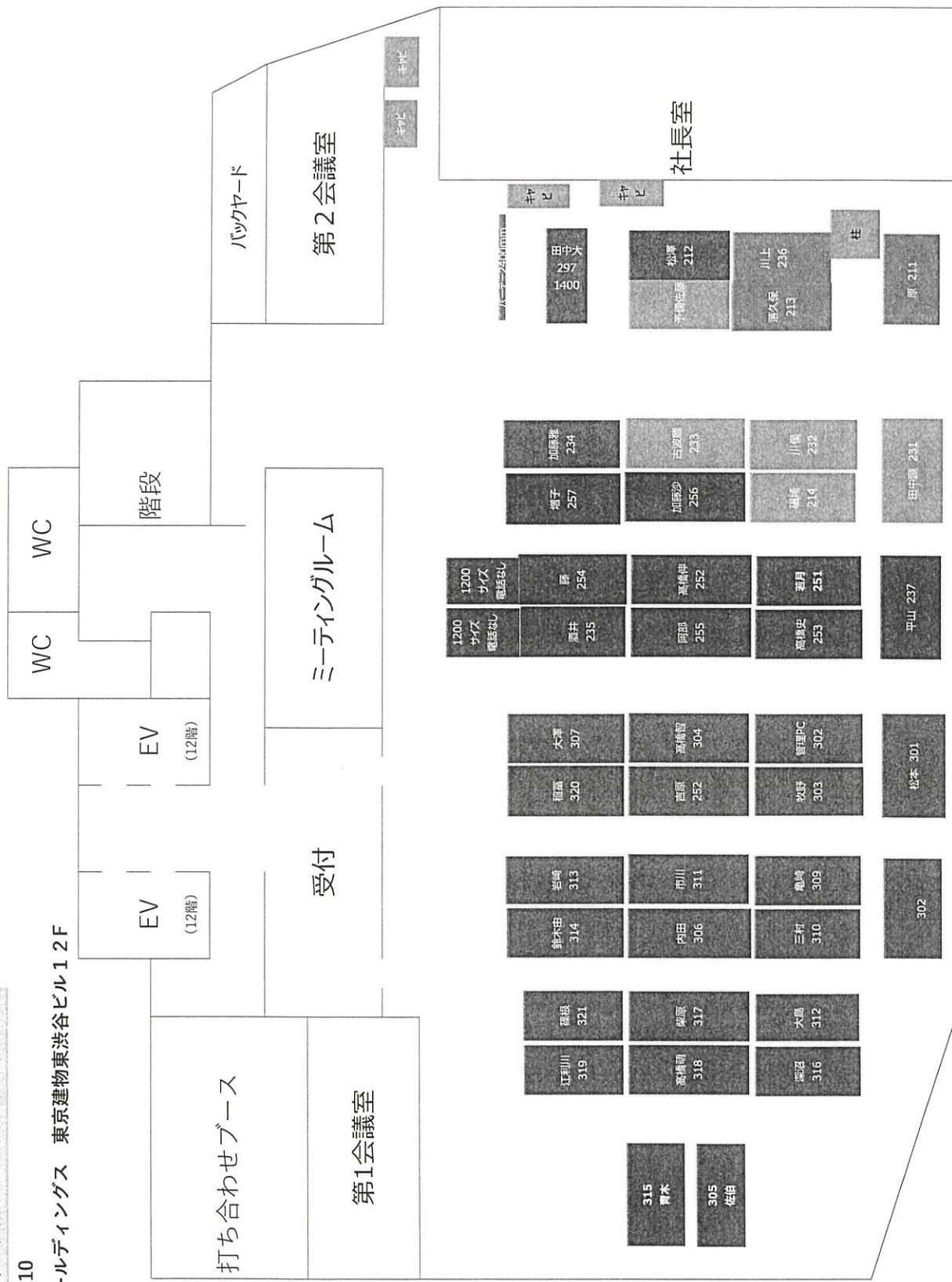


【詳細図】



事業所平面図

東京都渋谷区東1-26-10
株式会社サンリフレホールディングス 東京建物東渋谷ビル12F



株式会社サンリフレサンリフレホールディングス 本社外観、看板



営業所



倉庫



管の切断用の機械器具



パイプカッター
塙ピカッター
シャーバー

6-42mm
KEIBA HPC-42ED
Zソ-240mm



ディスクグラインダー マキタM959 100mm

管の加工用の機械器具



ヤスリ 250mm



パイプベンダー 油圧式15トン 15A~65A



切削ねじ加工機 REX F50AZ 8A~50A

管の接合用の機械器具



ガス式トーチ



バイブルンチ 300mm
バイブルンチ 450mm
モンキースパンナ 250mm
モンキースパンナ 300mm

水圧テストポンプ



キョウワ 手動式テストポンプ T-50KP 0~5,0MPa

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 フリガナ
氏名又は名称 株式会社サンリフレホールディングス
住所 〒150-0011 東京都渋谷区東1-26-20
東京建物東渋谷ビル12F
代表者氏名 フリガナ
栗原 将
電話番号 TEL 03-6427-5381 FAX 03-6427-4390
FAX番号
メールアドレス hara@sunrefre.co.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 11 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	上牧町 水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	王寺町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者	✓	24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者	✓	25	河合町 水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者	✓	20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3（水道法施行規則第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

株式会社サンリフレホールディングス

〒150-0011 東京都渋谷区東1-26-20

東京建物東渋谷ビル12F

代表取締役 粟原 将



届出者

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
選任の届出
解任

をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社サンリフレホールディングス	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
粟原 剛	第 200827号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第一〇〇八二七号

給水装置工事主任技術者免状
発給者免状

本籍 神奈川県

氏名 栗原剛

昭和五十年十月二十九日生

水道法(昭和二年法律第百七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成十四年二月二十七日

厚生労働大臣 坂口

